

社会福祉法人高田保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人高田保育園（以下「当法人」という）定款第六条及び、評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定に基づき、役員（理事及び監事及び評議員）及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人役員等の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

1, 500円

(2) 監事が監査をした場合の費用弁償

1, 500円

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

1, 500円

(4) 研修等に出席した場合の費用弁償

役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規定に準じて旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(5) 役員が、理事会・評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたり、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。